

第22回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年7月22日(金) 10:00～11:30

場 所 市役所8階大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、伊東 龍一、秦 政博、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、中村 喜枝子、長野 幸子、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、仲摩 延治、皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計26名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、人事課主査 幸野 勝、議会事務局議事課主幹 藤野 宏輔、市民協働推進課主査 正池 功、広聴広報課主任 小野 貴史、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典(統括者・副統括者除く計5名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 山口 大介、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計4名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

- (1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について
(第21回検討委員会で確認を行った論点について)
- (2) その他

< 第22回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から第22回大分市自治基本条例検討委員会を開催いたします。検討委員の皆さま方にございましては、何かとお忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

さて、前回の検討委員会では、条例（素案）の論点等について、検討を行っていただきました。まず、前文につきましては、対案をお願いすることとなり、3名の委員さんから提出がありましたので、「まちづくり」の定義、「人権の尊重」と併せて、理念部会で検討を行っていただいております。

また、委員さんからご意見のあった市民憲章と条例（素案）との整合性等につきましては、事務局で整理をさせていただきます。

本日の検討委員会では、今申しました内容と併せ、前回の全体会で検討ができていない論点について、ご討議いただきたいと考えております。

なお、ただ今議会におきまして、議会活性化推進会議が開催されており、そちらに出席されている委員さんにつきましては、遅れて参加するとの連絡をいただいておりますことから、関連のある前文等は委員さんが見えになってから協議をお願いしたいと思っております。

なお、お断りではありますが、大分市のテレビの広報番組「フレッシュおおいた」が、この会議の様子をテレビカメラで撮影したいということでありますので、公開の会議でありますけれども、10時半前後にテレビカメラが入ると思っておりますので、最初にお断りをさせていただきます。

それでは委員長さんにご挨拶をいただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員長

皆さま方、改めましておはようございます。今日は、第22回全体会でございます。大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。座らせていただきたいと思っております。

それでは早速議事に入らせていただきますが、最初に皆様方のお手元に資料が沢山配られておりますけれども、資料番号の付いていないもの、ページ番号が分からない赤の部分が非常に多いのですが、「（仮称）大分市まちづくり自治基本条例（素案）の論点について」という資料をお出しいただければと思います。それにつきまして、事務局のほうからご説明をいただきまして、前回の全体会の復習をしまして、そして今日の全体会に入ってもらいたいと思っております。それでは、事務局から今の部分について、ご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

事務局

おはようございます。座って説明をさせていただきます。

前後しますが、資料のご確認ということで、お手元に相当数の資料をお配りしておりますので、まずそのご確認をいただければと思います。

最初に次第、そして今委員長さんが申された「論点について」、そして「資料1」から「資料14」まで、資料番号につきましては、資料の右上のほうに記載をさせていただきます。最後に今後の開催日程調整

表ということでお手元にお配りしています。ございますか。

それでは資料と右上に記していない、「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について」をご覧ください。論点ということで、そこに6つほど記載をさせていただいております。黒字が論点の項目で、赤字につきましては前回の検討委員会での検討結果という形で記載をさせていただいております。

まず「1.『自治』と『まちづくり』について」、「目的、基本理念、基本原則」でございますが、調整案について特に異論はないということの確認がされております。「まちづくり」の提言につきましては、条文に入れ込むかどうか、また内容についても理念部会で検討するというところで終わっているところでございます。

次に、「前文」でございますが、変更案があれば期限を定めて各委員さんが事務局に提出していただきたい、ということをお願いさせていただいたところ、3名の委員さんから提出いただいております。後ほど、詳細な説明をさせていただきますが、理念部会の方で検討していただいております。

次に、「市民憲章(大分市民の誓い)と自治基本条例の関係について」、委員さんからご意見をいただいておりますが、これにつきましては、制定している都市などを調査する中で、事務局で制定経緯など確認してとりまとめさせていただいているところでございます。

次に、「2.人権の尊重について」ですが、「どこかで人権の尊重の文言を入れたらどうか。入れる箇所としては前文、もしくは第5条の2のではないか。前文に入れられるか整理したうえで2箇所にするか、1箇所にするか。要は、前文と第5条に2箇所入れるか、それとも1箇所にするか」これにつきましては改めて全体会で検討するというところで、人権尊重につきましても前文の議論と一緒に理念部会で検討いただいているところでございます。

次に、「3.条例の名称について」ということで、名称につきましては次回以降の全体会で検討するということになっています。

「4.市民への広報について」、これにつきましても、次回以降の全体会で検討するということになっています。

次に、「5.第7条のタイトル『議会の基本的役割等』を『議会の基本的役割と責務』にすることについて」は、議会選出の委員さんをお願いをさせていただいているところでございます。

次に、2ページ目ですが「6.その他」としまして、「スケジュール」、平成23年度中の制定を目指す、「逐条解説の作成」ということで、基本的には23年度中の制定という前提で、次回の全体会でスケジュールを示す。逐条解説は事務局で作成を始めますが、条文案の完成と同時に逐条解説を完成させて、条文案と逐条解説との整合性の確認を全体会で行うということです。以上、6点につきまして前回の検討委員会ではこういう形のとりまとめをしていただいた、というふうに考えているところでございます。以上です。

委員長	はい、ありがとうございました。事務局の方で前回の議論の整理をしていただきました。このような整理でよろしいでしょうか。特にご意見が無ければ、ご承認していただいたものと判断させていただきますが、よろしいでしょうか。
全委員	はい。
委員長	ありがとうございます。それでは論点整理、前回の内容につきまして、ご承認いただきました。そこで、今日の議論に入ってまいりたいと思いますが、先ほど事務局からご案内がございましたように、委員さんが現在市議会の活性化推進会議にご出席されているということのご紹介がございました。委員さんから、前文についての個人的なご意見を出していただいておりますので、委員さんがお見えになってから検討を始めたいと思いますが、いかがでございましょうか。前倒ししまして、後のものを先に議論させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
全委員	はい。
委員長	それでは、そういうふうな段取りで進めさせていただきたいと思います。よろしく願います。それでは、前倒しをさせていただきまして、論点「４．市民への広報について」から先にやらせていただきたいと思います。「１」、「２」、「３」は後ほどということでございます。論点「４」は先ほど事務局からご説明ありましたが、「市民への広報について」でございます。これについて、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく願います。
事務局	<p>それでは、お手元資料の「１３．市民への広報について」という資料をご覧ください。これにつきましては、市民意見交換会後の検討委員会などにおきまして「シンポジウム、タウンミーティングなどのスケジュールを考えて欲しい。」「市民の意見と委員の意見が噛み合っていない。」「市民の意見に対し事務局が回答するのはおかしい。」「Ｑ＆Ａの議論がなされていない。」「自治委員が中心だったので、多くの市民に参加して欲しい。」「アンケートの内容がよくない。手順も含め検討委員会で議論すべき。」「市民意見交換会に対する十分な準備が必要である。」などの意見をいただいているところでございます。そこで、いただいた意見を踏まえまして、以下の５つの案を考えております。</p> <p>まず、「対応策１．市報での広報」として、「可能な限り検討状況や条例素案の内容を市報に掲載する。」、次に、「対応策２．市民意見交換会の準備」として、「検討委員会での協議が整った後に市民意見交換会を開催する。」、次に、「対応策３．市民意見交換会（２回目）の開催」として、本庁、鶴崎、植田、場所はまだ確定しておりませんが、３箇所ですべて全委員さんにご出席いただいて、市民の皆さんとの意見交換会を開催してはどうかというふうに考えているところでございます。次に、「対応策４．パブリック</p>

	<p>クコメント（２回目）の実施」として、市民意見交換会と同時期に実施してはどうかと考えています。最後に、「対応策５．シンポジウムの開催」として、「条例制定後に周知を含め開催する。」ということで、以上の５点を検討しているところでございます。</p> <p>事務局としましても、多くの市民の皆さんに周知していく必要があると思っておりますので、以上の取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。前回、市民意見交換会をやらせていただきました。多くの反省点が出てまいりました。そういった反省点を踏まえまして、第２回目の市民意見交換会をやったらどうだろうか。そのやり方につきましては、前は１３箇所に分かれてやりまして、全委員さんにくいつかの会場を分担していただきましてやってまいりました。</p>
	<p>今回につきましては、会場を３箇所に絞って全委員参加のもとに意見交換会を行うと。それにつきましては、前回準備不足ということもありましたので、今回はしっかり、内部の全体会の調整も終わらせて、これによしという段階で市民意見交換会にかかっていきたいと。それから、パブリックコメントにつきましても、前回と同様に第２回目を行ってきたいと。</p> <p>それから、条例制定後、実施段階に入るわけですが、その段階で条例の広報の一環としましてシンポジウムを開催するという内容でございますが、これにつきましては、これはあくまでもたたき台でございますが、委員の皆様方のご意見によって十分に变更されるところでございますので、ご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>副委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>副委員長</p>	<p>２点あります。対応策３について、市民意見交換会を３箇所に絞った理由を教えてください。それから、対応策４、前回のパブリックコメントで何名の方からコメントが出たのかを教えてください。</p>
<p>委員長</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。今、２点のご意見をいただいております。まず、３箇所に絞ったのはどうしてかということですが、前は１３会場、基本的に平日の夜という形でさせていただいたのですが、今回は土日も含めまして広く会場を取って、前回自治委員さんが多かったということもあって、中にはこの夜の時間では参加できないというようなご意見もあったかと思っております。</p> <p>そのため、土日も含めまして広く会場を取った形で、できる限り多くの方ということで、３会場で考えさせていただいているところでございます。意図的に絞ったということではなくて、そういったご意見をいただいたので、土日ということも踏まえまして、広く会場を確保する。それぞれ、行政セ</p>

<p>副委員長</p>	<p>ンター、コンパルホールと書いておりますが、場所については今後検討していきたいと思っておりますが、そういった形で今考えているところです。</p> <p>それから、パブリックコメントにつきましては、十数名の方からご意見いただいているところでございます。</p> <p>多くの方から参加をいただきたいということであるなら、前回並みかそれに向けて努力すべきであって、最終的な成案に至る中での最終的な市民意見交換会になると思いますので、それなりのきちっとした時間と場所を取って、そしてより多くの方に意見交換会の広報を行って、すべきだと思いますけれど。3箇所絞ってどれだけの方が来るとは思いますか、近くの方しか来ませんよ。植田で言えば、植田の地域、それがどこまで来るか。やはり、会場に近い自治委員さんとか、結局、前回みたいな形になってしまえば、絞った中で絞られた方がおるわけだから。ちゃんとした市民意見交換会は、前回並みとは私は言いませんけれど、それに向けて努力はすべきだと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、副委員長からもっと会場を多く用意したらどうだろうか、という提案でございます。今日の段階でこれを全て決定する必要はありません。今後、全体会が用意されていますので、できましたら今の段階で、会場の設定につきまして3箇所ではなくて、前回13箇所でしたので、それとの対比で絞ってするのがよいのか、それとも従来のようなできるだけ広く色々な地域に出向いて行って説明させていただいたらよいか、事務局の対案ということで副委員長からご意見をいただきましたので、それにつきまして皆さんのご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>前回の説明会の時は自治委員さんという形で、ある程度人が絞られていたような気がするのです。13箇所で何人の人が説明会に参加したか分かりませんが、今回は最終的なものでもあるので、層を変えるという意味で、例えば経済界のようなそういう集まりのところでもやるとか、或いは企業の集まりだとか、NPOなど具体的な違う部分の層に説明会をやってみてはどうかという一案でございますが、ご検討いただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。委員さんから、従来とは違った角度で市民意見交換会を開催してはというご意見でございます。この部分については、色々な角度からのご意見をいただきたいと思いますので、どうぞ活発なご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>お二人の委員さんのご意見も含めて、私自身はできるだけ多くの方に意見を伺うということで、「対応策.1」で市報に掲載するということがありますが、今の市報にこの検討委員会の中身を載せるのは、かなり大変ではないかと思うので、別刷りで出して、そしてそれに市民意見交換会の</p>

	<p>日程を載せて、同時にアンケートというか、条例に対するご意見も返信できるようなFAXなり、あるいは校区の公民館などで投函できるとか、そういった形でパブリックコメントの中身も含めて、たくさんの意見が伺える条件を作るという取組みも合わせてやったらどうかというふうに思います。以上です。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございました。従来の枠を取っ払うような、そういう広報活動の推進はいかがかというところでございます。色々な角度からのご意見をいただきたいと思います。是非よろしくお願いします。どうぞ。</p>
委員	<p>市報だけで載せていくのはちょっと無理があると思うのですが、別刷りにした時の予算の絡みがあって、その辺がどうなのかということが私には分からないのですが、今ホームページでこの検討委員会が行われているということは載っていると思うのですが、素案のほう載っているかどうかというのが今分からないのですが、素案のほうはホームページ上で掲載されているのでしょうか。</p>
委員長	<p>はい。事務局、ご紹介ください。</p>
事務局	<p>パブリックコメントをさせていただいた時に、素案のほうはホームページ上では見られるような形になっております。ホームページとパブコメの資料がまだ企画課にも置いてあるのですが、各支所にパブコメの時の素案という形でパブリックコメントの設置場所にも置いておりますが、個人の方まで全てという形にはなっていないという状況です。</p>
委員長	<p>委員さんよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>それであれば、市報に掲載する時にホームページ上で詳しいことは載っていますというふうな形で、インターネット関係は今ほとんど整備されてきているので、チェックすれば少しは一般の方も見ていただけるのかなというふうに思います。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。他にございませんか。今、委員の皆さま方からご意見を賜りましたのですが、従来の枠を突破するような広報活動という声が強いような感じがいたしました。予算的な問題もあるかと思いますが、可能な限りの広報活動をやるということで市報も活用させていただくと。</p> <p>その際には、市報の中というのはある程度ページ数が決まっています。コンパクトにまとめられている訳でございますので、そういった別な形で市報を上手く配っていただくにしても、特別号というような形でやるというようなやり方もございませうし、パブリックコメントに代わるような、もっと広くご意見いただくような広報や、場所的にも参加していただいている方のご意見も、もっともっと広がりのあるような対応ができない</p>

	<p>だろうか、というような積極的なご意見もたくさんいただいておりますので、そういったご意見も含めまして、今日結論を出す必要はございませんので、また再度近いうちにこの広報活動につきまして、事務局から今日の委員の皆さま方のご意見を踏まえまして、更なる広報活動の原案のたたき台を出していただければと思いますが、事務局のほうでそういったご意見にさせていただきましょうか。いかがでしょうか。</p> <p>それでは、そういった対応を事務局の方でやっていただくということをお願いしたいと思います。今日、思い付いたのだけれど、こんなことはどうだろうか、というようなご意見はあるかと思えます。そういったご意見は、直接事務局の方にお寄せいただければと思います。よろしくお願ひします。それでは、広報につきましては、以上ということにさせていただきますたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>それでは、次の論点に移らせていただきます。「論点5」でございます。「論点5」は、「第7条のタイトル『議会の基本的役割等』を『議会の基本的役割と責務』とすることについて」でございます。これにつきましては、前回の検討委員会で副委員長さんに議会を代表してご参加いただいておりますので、お願いをということでございました。副委員長さんからご説明いただけたらありがたいのですが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。</p>
副委員長	<p>はい、議会からの出席委員さん方に確認をとりまして、「議会の基本的役割等」というのを「役割と責務」ということにすることに異論はないということでございますので、そのように訂正をしていただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは議会からご出席いただいている委員さんのご意見が、今の副委員長のご説明とおりのということでございますので、皆さんよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>それでは「責務」という文言を付け加えさせていただくということで、全体会議でまとまったということにさせていただきますたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>それでは次の「論点6」に移らせていただきたいと思ひます。「論点6」は「その他」ということで、一つは「スケジュール」、もう一つは「逐条解説の作成」でございます。事務局の方から詳しいご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。まず「スケジュール」についてでございますが、お手元の「資</p>

料14」,「大分市自治基本条例検討委員会今後のスケジュール(案)」という資料をご覧ください。本日の会議は第22回検討委員会ということでございますが、8月を目途に素案の取りまとめを行いまして、9月から市民意見交換会に向けた協議と逐条解説の検討を始めまして、11月に2回目の市民意見交換会の開催とパブリックコメントを実施して、12月から翌1月にかけて、その意見交換会とパブコメでいただいた意見などの整理を行い、1月下旬に原案を確定するとともに逐条解説を作り上げて、3月議会に提出してまいりたいというふうに考えております。本検討委員会での協議も既に4年目に入っております、今年度中の条例制定を目指していきたいというふうに考えておりますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に「逐条解説の作成」についてですが、これにつきましては、今説明させていただいたように、事務局で逐条解説の作業を進めまして、数回に分けて全体会でご検討いただいて、取りまとめをしまいたいというふうに考えているところでございます。事務局からの説明は以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。これからの課題ということでございます。例えばというようなことで、捉えていただければと思います。一番のポイントは何かというと、3月議会に議案の提出をするというところが一つのポイントでございます。23年度内の成立を目指したいというところでございます。

そのことで、逆のところを見ていきますと、先ほどの市民意見交換会の持ち方によっては、日程的に3回ということでスケジュールが組まれておりますので、もう少し前倒しをしてやっていかないと、後ろがどんどん詰まってくるかなという感じもいたします。

そういった点は、今後詰められていくかと思いますが、今後のスケジュールとしまして、私が申し上げましたポイントとしまして、今日の段階で年度内には成立を目指すというような検討の認識を持って進めていくということによろしいでしょうか。この点の確認を取っていただければ、大体後の流れが決まってくると思います。ご意見をお願いします。この点につきましては、特にご異論はないということによろしいでしょうか。

全委員

はい。

委員長

はい、それでは3月末までの成立ということで、3月議会には遅くともかけさせていただくという段取りで進めさせていただく、ということで皆さんの理解が得られた、意見がまとまったということにさせていただきたいと思ひます。

つきましては、月1回ということで書いておりますが、先ほどのできるだけ多くの市民の皆様からご意見を賜るということをしなから、尚かつ確定的な条例案を議会に提出させていただくという段取りを考えますと、かなりピッチを上げていかなければいけないかなということになるかと思ひます。

	<p>そういう意味で、委員の皆様方には月1回の全体会は、よろしくご協力いただきたいと思います。全体のスケジュールは、そういうことでよろしいでしょうか。特にご異論がなければそういうことで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、逐条解説につきましてご意見をいただきたいと思います。全体のスケジュールはご確認いただいたのですが、逐条解説につきまして、事務局、もう少し逐条解説について、委員の皆さん方のイメージが湧くようなご説明をいただければと思います。</p>
事務局	<p>まず条文が三十数条に及んでおりまして、逐条解説の中身は一条ずつ他都市の事例を見ましても、今、事務局が作業に着手している内容を読みましても、かなり一条ごとの解説の方が長くなってきます。</p> <p>そうしますと何回か、ここでは4回程度にということに分けさせていただいているのですが、例えば「前文」と「基本理念」で、次は「自治」だとかいう順番で、4回ぐらいに分けてじっくり条文の意味も含めまして、かなり議論していくボリュームが多くなるということで考えております。</p> <p>そのため、来年の1月を目途に4回程度議論いただいて、全体を4つぐらいに分割して、それぞれご議論いただければというふうに考えておりまして、それで4回でご検討をという形のたたき案を作成させていただいているところでございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。例えば、先ほどの広報活動の関連で全委員さんから総がかりで、できるだけ広い範囲で出て行くということになりました時には、ほぼ全委員が共通の情報レベルに合わせないとこれは混乱しますので、そういう必要性があるかと思えます。</p> <p>その辺のことができましたら、市民意見交換会をやる前に、この逐条解説の大半の部分ができあがるような、様々な点につきまして色々な意見が出た時に、「こういうふうに考えております。」という対応ができるかと思えます。</p> <p>そして、さらに市民の方のご意見をいただければ、その間に我々としましては、ほぼ完璧だなどと思うことも実は意見を聴かせていただくと、不十分さも指摘されまして、修正せざるを得ない箇所がかなり出てくるかと思えます。</p> <p>そうなった時には、また逐条解説についても修正をするというような対応が必要になってくるかなと思いますので、逐条解説につきましてはできるだけ前倒して原案を作ってください。私どもがこの場で原案を作るとするのは、非常にこの人数では難しい部分がございますので、事務局の方にそのたたき台を作ってください。</p> <p>例えば、部会に分かれて今までやってきましたので、その部会の中で関連する部分については、部会の中でまず議論していただいて、全体会に持ち込んでいただく。色々なバリエーション、やり方があろうと思いますので、そういった点で全体会つきっきりということではなくて、部会も折に触れて開かれてご検討いただくということにはなると思えます。</p>

一般的に条例を制定する時の逐条解説まで、全委員が関わっていくという事はあまりないかなと思うのですが、これにつきましては全体会、逐条解説まで我々の全体の共通の理解を得て、成案を見るということで決めておりますので、その点、皆さま方の更なるご参加と言いますか、時間的な制約があると思いますが、ご協力いただければと思うところでございます。そういうことでよろしいでしょうか。

逐条解説につきましては、できるだけ事務局の方で頑張ってくださいということで。ただ、先ほど「論点1」、「2」、「3」は、後回しにさせていただきましたので、その論点整理の部分が未完成の部分は、どうしても後回しになると思います。ほぼ固まっていることについては、早速作業に入っていただきたいと思います。そういう流れでよろしいでしょうか。特にご異論がないようでございますので、そういうことで事務局よろしいでしょうか、そういう対応でよろしいですね。それでは、ご努力をいただくようによろしくお願いいたします。

それでは今日の予定されました「論点4」、「5」、「6」につきましては以上でございます。そこで「論点1」、「2」、「3」に戻ってまいりたいと思いますが、委員さんはもうお見えですかね。今、委員さんがご出席いただいておりますので、「論点1」に戻ってまいりたいと思います。

「論点1」でございます。「まちづくりの定義」でございます。そしてもう一つは「前文、それから人権の尊重について」というところでございます。前回の全体会の協議事項を踏まえまして、3名の委員さんからありがたくも前文のこういうものはどうだろうか、というお考えを示していただきました。

そこで、「まちづくりの定義」、「人権の尊重」と併せて理念部会で検討をしていただいております。事務局から、理念部会での検討状況のご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、座って説明をさせていただきます。

理念部会における検討の経緯についてですが、「資料1」というペーパーをご覧ください。理念部会では、前回6月8日の全体会で、「前文」及び「まちづくり」の語句の定義について宿題をいただきました。7月15日に開催し、その点について議論をしていただきました。

まず前文、「人権」にかかる経緯でございますが、「資料1」と併せて「資料5」から「7」まで、3名の委員さんからいただきました対案を添付しております。「資料5」が市民参加まちづくり部会の委員さんから、「資料6」は市民部会の委員さんから、「資料7」は市民参加まちづくり部会の委員さんの対案を添付しております。簡単に対案のご説明をさせていただきます。

まず、「資料5」の委員さんの対案でございますが、考え方といたしまして、現状の前文、第2段落、第3段落目ということで、2段落目と3段落目の歴史的な部分に着目して、この分を統一して修正をかけておられるというところでございます。また、大友宗麟などがパブリックコメントでもありましたように、こういった個人に限定されるようなことについても

勘案する中、2段落、3段落を統一して修正、また最終段落におきまして、副委員長や委員さんのご意見も勘案しながら、修正をかけていただいたということでございます。

続きまして「資料6」の委員さんの対案でございますが、委員さんの対案は、現行の前文のフレーズにつきまして、「市民の目標」といったような表現の方が分かりやすいのではないかと、という語句の修正のご提案をいただいております。

「資料7」につきまして、委員さんの対案は、今までも全体会の中でご提案がございました、目的を持った前文の方がよいのではないかとというご提案をいただいたところでございます。

これらのもと、現状の前文案と比較しながら、理念部会で議論を行ってまいりました。結論といたしましては、「資料1」にございますように、現行案の「大分の自然」、「まちの成り立ち」、「先人からのつながり」、「この条例を作ることへの誓い」といった、それぞれの段落の要素は残したいという意向がございました。

2番目にございますように、パブリックコメントで市民の方からもご指摘がありました、「大友宗麟といった個人に偏重していると受け取られるような表現については修正をしていきたい。」というご意見。

また、「人権の尊重」にも関連しますが、「資料12」をご覧くださいませうでしょうか。「前文への人権の反映について」ということで、過去に議論したものをまとめております。職員意見の募集の中で、「基本理念や基本原則の中に人権を表現できないか」という意見に対して、「基本理念、基本原則の中には、その表現を入れることは難しい」という中で、今、現在は第5条の「市民の権利」の方にそのニュアンスを盛り込んでいるところでございますが、理念部会におきましても、「前文」や「基本理念」、「基本原則」の議論の中で、過去「人権」という部分についても議論を行ってきております。

この中で、「前文の中に『人権』というものを入れるのは、難しいのではないか。」という結論を部会の中では出しておりましたが、委員さんの案にございますように、「人権には『協働』という生の言葉ではなく、フレーズ、そういったニュアンスを反映させることができるのではないかと、そういったイメージを組み込むような言葉を反映させていくのは可能ではないか。」という結論になっております。

また、最終段落の4段落を検討する中で、委員さんの前文案に、「より良い大分市を目指す」といった、方向性があるのではないかと、という議論もございまして、そういったニュアンスも反映させていければよいのではないかと、というふうに議論を進めております。

このような方向性を確認する中、今までは難しいのではないかと考えていた前文への「人権」の反映も可能となったということでございます。今回の部会での方向性を確認したところ、部会での共通認識といたしまして、今回の全体会で皆さんのご承認をいただければ、また理念部会で前文の修正を検討していきたいということでございます。「前文」と「人権」についての検討経緯は以上でございます。

<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは、今部会でご検討いただいている内容につきまして、ポイントもご紹介いただきました。理念部会としては、今日の全体会で皆様方から、また色々なご意見をいただくという前提で、それを踏まえて今後更に部会を開催しまして、そこで定まったたたき台を後日の全体会に出していただける、というような段取りを考えておられるようでございます。</p> <p>そういう意味では、部会の作業がスムーズに展開しまして、今日の段階で先ほど事務局からご説明いただきました内容につきまして、全体会の中で色々な角度からご意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p> <p>特に「前文」で具体的なご提案をいただきました3名の委員さん、事務局から説明がございましたが、それにさらに付け加えるものがございましたら、ご紹介いただければと思えます。大変残念ながら、委員さんは今日別な会議でどうしても出席しなければいけないということで、時間がくる限界までご出席いただきましたが、時間切れになったものですから、ただ今の段階では居られませんけれど、委員さんはご欠席ですね。では、委員さん、何かコメントございましたらお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。検討ありがとうございました。大変よい中身になりつつあるのではないかと考えていますし、私は私なりに自分の思いを表現させていただいたということでもありますので、こういう考え方もあるのだということがご理解いただければ結構だと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。「前文」だけではなくて、「人権」につきましても、今後理念部会でご議論いただくことになりますので、大体「人権」につきましてはかなり具体的な方向性が示されておりますので、ご意見を今日いただければと思えます。よろしく願いします、どうぞ、副委員長さん。</p>
<p>副委員長</p>	<p>「人権」の問題につきまして、色々書かれている文章、よく分かるのですが、流れとして前文の中に委員が書いておりますように、前文の中にさらっと入れる感じが非常にスムーズかなというふうに感じております。</p> <p>第5条1項のところに赤でいただいておりますが、市民は全て「個人として」ということになると、個人主義を助長するというような意味合いが出ていますが、この下に書いていますので。「人として」ということで尊重されている、「すべて人として尊重されて、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」という、ここに、「すべて人として尊重され」ということになってくると、「生活を求めていく権利を有する」という、流れとしてはよくなるなという感じがしております。市民の権利のところ、私ども市民部会として「市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。」というふうにまとめていますが、「人として尊重され」という形になると、「生活」という部分まで踏み込んでいけるのかなと。「生活」という言葉が生きてくるのかなと。</p>

	<p>「すべて人として尊重され」という言葉がないところでは、「安心して安全かつ快適な環境を求めていく権利を有する。」という、「生活」まで踏み込めるかなという、少し違和感があったのですが、そういったところで、どちらとしてもスムーズな流れとしての部分は、前文の中に委員が書いているように、さらっと流す方が基本的人権の重さという部分からしたら、前文に組み込む方がよいのではないかなという感じがしております。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。その他、ご活発なご意見賜りたいと思います。いかがでしょうか。はい、委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>私もこの「人権」の問題については、とても重要なことだということは十分認識いたしておりますが、ここにも書いているとおり、最高規範の憲法に基本的人権の尊重ということが謳われているということがありまして、この地方自治体として、こういう条例の中に入れることが必要なのかという私は疑問を持つので、敢えて書く必要はないと。</p> <p>ただし、皆様方の中にそういう意見があるとするなら、それは副委員長が言いましたように、前文と言いますか、理念の中で敢えて触れるということで十分ではないのかなと。敢えてそこに「人権」というものを全面に押し出す必要性がどこにあるのかな、という私の提案でございます。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。ありがとうございました。その他ご意見ございませんでしょうか。今日の全体会でのご意見を理念部会さんの方でご検討いただくことになるので、できましたら多くの方からご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。部会長さん、いかがでございましょうか。この辺でよろしいでしょうか。議論の方は理念部会に持ち帰っていただくということでもよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。申し遅れましたが、部会長さんの代わりに委員さんがご就任でございます。それでは、暑い中また理念部会さんに色々なご足労をいただくわけですけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員長さん、1点よろしいでしょうか。</p> <p>資料の説明が抜けておりました、「資料11」、今、副委員長さん、委員さんがご発言になった「資料11」というのを見ていただいて、事務局としましては、理念部会の方での検討と合わせて、こちらの第5条、こちらの方のご意見もいただければというふうに考えておりますので、こちらの方の「資料11」についてのご意見もございましたら、委員さんの方からご意見をいただければというふうに考えております。</p>

<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。先ほど副委員長の方から第5条との関係で意見をいただいているわけですが、前文にさらりと「人権」というものを入れるというのはいかがか、ということの話が出てきております。</p> <p>第5条につきましては、こういう「人権」という色々な思いがありますので、そういうことを表現させていただくということで「人権」という言葉が正面から出ておりませんが、「すべて人として」、もしくは「個人として」、もしくは「人間として尊重され」という文言を入れてはどうか、ということでございますので。</p> <p>これは担当が、はっきり申し上げますと違う担当になりますので、全体会でご意見をいただきたいと思います。理念部会として、守備範囲を超える部分が出てくる可能性がありますので、ここの部分は絞った感じで結構でございます。ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>従来は前文というのではなくて、第5条で「人権」というものの中にも入れさせてもらったかどうかという、そういう混同の話ですね。そうなりますと前文でというような、いや、もう一度ここで挿入するか、それとも前文で出ているからもうここでは触れなくてよいのか、というようなことが出てくるかと思うのですが。委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>文言を一つ一つ揚げ足を取るように見ていけば、あれがいる、これがいるということになるかと思えますけれど、これはこれで別に私は残したからからといって、支障があるような気もいたしませんし、これはこれでよいと思えます。</p> <p>ただし、第5項の、「子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」と、これは外してもよいのではないかと。何故そういうのかと言いますと、子ども条例を作っておりまして、そういうものがこの中に謳われているものですから。</p> <p>これは、もう当然のことでございますので、敢えて「子どもは」というふうなことをこの条例の中に謳うというのは、むしろいかがなものかなと、私はそう思っております。子どもは子どもで市民の一人になるわけですから、あえて「子どもは」という文言まではいかがなものか、と私はそう思います。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。ありがとうございます。その他ご意見いただけるでしょうか。特にございませんか。前文に入れば「人権」というような、「人権」という言葉そのものが入るかどうかはさておき、「人権」というものは前文で何らかの形では使うというふうになった時に、第5条のこの文言はどういうふうにしたらよいのかということで、委員さんは残しても問題はないのじゃないかと、こういう表現であればよいのではないですか、ということでございます。そういうご意見をいただいているのですが、全体の皆様方として、特にこの段階においていただくとありがたいのですが。はい、委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>前の時も言わせてもらったのですが、前文の中に基本条例は「人権」が</p>

	<p>一番大きなポイントになると思うので、前文の中に入れると、前文の方が重さ的には第5条で起こすよりも、起こしても構わないのですが、前文の中で入れれば十分でないかと思います。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。他にございませんか。委員さん。</p>
委員	<p>第5条が要るのか、要らないのかということは、前文の中の文章の入れ方によって私は変わってくると思うのです。前文の中でどういう表現をするのか、こういう議論でこちらに書いたようなことを含めた文言を入れて前文にするのであれば、今言うとおりに必要なくなるだろうし、さっき委員が言いましたように、さらりといくのであれば、それはそれでこの第5条に入れても差し支えないのかなという意味で、この5条に必要と言っているのではないのですよ。そういう意味です。</p>
委員長	<p>分かりました。失礼しました。それでは、まず理念部会さんの方で前文を練っていただいて、ご紹介いただきまして、その全体会のご意向の総意が得られたら、第5条については一応保留ということで置いておきまして、さあどうするかということは順序として、その後にご議論をいただくということで、副委員長さんそれでよろしいでしょうか。</p> <p>それから、先ほど委員さんが言われましたが、第5条第5項ですね、これもまた後日ご検討をいただければと思いますが、前文の議論が終わった後、第1号になるのですかね、議会の議員さんの総意による子ども条例を作っていただいております。それとの絡みもあります。また、ご検討いただくという形にさせていただきます。</p> <p>それではこの「論点1」、「2」につきまして、あと残りがもう一つございます。「市民憲章」と条例の整合性につきまして、前回委員さんの方から、こういう「市民憲章」というものがあるが、条例との関係で整合性がどのようにあるのか、一度議論していた方がよろしいのではないのかというご提案をいただきました。そこで、事務局の方で色々と調べることをしていただきまして、たたき台をご紹介いただければと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>すみません。何度も申し訳ないのですが、「まちづくりの定義」、これのご意見もいただければというふうに考えております。</p>
委員長	<p>「まちづくりの定義」につきまして、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。理念部会で議論した経緯について、ご報告をさせていただきます。「まちづくりの定義」についてですが、「資料2」、「定義について」というペーパーをご覧ください。</p> <p>こちらに、部会の委員さんからご提示をいただきました資料を付けております。理念部会では「まちづくりの定義」を考える際に、本条例において、これまでに「自治とまちづくり」という議論がありましたことから、</p>

	<p>定義付けということを考えるのであれば、両方の語句を用いて定義付けをすることが可能かを検討するべきではないかというご意見がありまして、議論いたしました。</p> <p>この資料にありますとおり、「まちづくり」については、「市や地域（まち）が抱えている市民共通の希望や課題を、住民が主体となり、あるいは行政と住民による協働によって、ハード・ソフト両面から実現もしくは解決しようとする行為またはその過程」であったり、「自治」については、「一般的には、自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること」という定義が考えられるというご意見がありながらですが、やはり両方の語句とも、論じる人、その時の立場や団体などによって多様なイメージを持つ言葉であると。まちづくり自治基本条例の中で定義をすることで、返ってそのイメージを限定させてしまうのではないか、という恐れがあるという議論が大勢でございました。</p> <p>この中で理念部会の議論として、「定義をすることは可能ではあるが、敢えて定義をしない勇気を持つ必要もあるのではないか」といった議論となりまして、「逐条解説などの中で、このイメージを述べていく方がよい」という結論に至ったところでございます。理念部会といたしましては定義については見送らせてほしいという結論に至りました。以上でございます。</p>
委員長	「自治」の方の定義は。
事務局	「自治」の方についても同じです。同じく、両方とも多様な意味合いを持つ言葉であることから、両方ともイメージとしては逐条解説の中でこういったことだということは謳っていくけれども、定義としてはというところでございます。
委員長	はい、ありがとうございました。「まちづくり」と「自治」の定義につきましては、これは具体的な条例の文言の中で定義ということではなくて、先ほどから出ております逐条解説で、その定義をするのはいかがか、というのが理念部会の提案でございます。ご意見いただきたいと思いません。副委員長さん。
副委員長	資料2のとおりでよいと思います。理念部会の結論を尊重します。定義付けをすると、その定義に縛られてくるし、それぞれ一人ひとり解釈が違いますので、逐条解説の中で解説していけばよいと思います。
委員長	ありがとうございました。どうぞ、委員さん。
委員	よく分かりますが、定義というのはこうでないといけないという定義の仕方だけではなくて、先ほど言われたように、多岐に亘る色々な価値観をとということも含めて、そういう形で定義されるということができないのでしょうか。

委員長	委員さん、定義されるという方向でということですか。
委員	ええ、私は多岐な意味や価値観を含んで、色々な言葉に使われることの方が多分大事なことだなという気がしています。ですから、色々な意味があるということを含めて、定義されるというやり方もあるのではないかなというふうに私自身は思います。少し分かりづらくなるというご意見もあるかもしれませんが、そういう方法で提示をするという、決め付けない「まちづくり」にしても「自治」にしても、その意味に囚われないということを含んだ上で、非常に難しいですが、言葉使いの定義付けは難しいと思いますけれど、定義付けできないのかなと思っています。
委員長	はい。ありがとうございます。どうぞ。
副委員長	そういう文章的な部分での書き方というのがあると思いますが、それは多分逐条解説の中でカバーができる部分になってくると思うのですが、やはり定義という形でこの条文の中にきちんと入ってくるとなると、非常に人それぞれ色々な考えを持った方々がいる中で、一人ひとり解釈が違うし、そういう中で今の段階で、ここに書いている文章のとおりでいった方がよいのではないかなという感じがしております。
委員長	ありがとうございます。できるだけ多くの委員さんからご意見をいただいておりますので、いかがでしょうか。この部分につきましては、今後の段取りからしますと、結論を出していただくありがたいなというところでございます。はい、委員さん。
委員	今まで自治基本条例という形で色々な意見を出してきて、非常に分かりやすい表現にしてはどうかということで、中学生が見ても分かるような文にということが言われていましたですね。中学生が見た場合に、素朴な疑問として「自治」って何と言われた時に、非常に分かりやすい表現ができるのであれば入れておいた方がよいのではないかなと思います。こちらの方に新潟県の事例が出ておりますが、これを見ると非常に分かりやすい文にもなっていますので、こういったものを参考にして「自治」というものの定義を広い意味で捉えられる、非常に分かりやすいものにしたらどうかと思います。
委員長	新潟県の分とは。
委員	「資料3」です。
委員長	「資料3」を見ていただいて。こういった定義もでございますということですが、是非ともまた色々な委員さんからご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。副委員長さん、ないですかね。

副委員長	<p>あまり難しくすると、これがあっちにつかかって、またこっちにというようなことになるので、程々に議論をして、大方お互いが真っ直ぐいけるような文言にすると大変都合がいいわけで、そう私は考えます。それからついでにマイクを持ったので、この前の説明会の時に大体総勢どれくらい説明会に来ましたか？</p>
委員長	<p>はい。それでは後半部分について事務局の方から、市民意見交換会の件ですが。</p>
事務局	<p>詳細な資料を今日は持ってないのですが、大変すみません。400数名だったという、そういう結果だと思います。</p>
副委員長	<p>ですから、さっきから言うように、自治委員を中心にしたと言っていますが、自治委員は670数名いるのだから、こういうような立場からすると、もう少し行政も自治委員の方に説明を十分にしていける必要があると思います。私も何箇所か見ましたが。そういったことで今度の第2回の説明会が次に予想されます。それまでに手当をしておいていただきたいと思います。自治委員にホームページ、ホームページと言っていますが、自治委員でホームページを見る人は何人いるかと。市民部長、いつか統計を取ってください。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。実にざっくばらんな骨のある発言をいただきまして、後半部分につきましては、先ほどもっと広く多くの方々というご意見もいただきましたので、やはりホームページでちゃんと紹介しているのだということもありますけれど、実際コンピュータを家において、ホームページにアクセスできる人がどれくらいいるかということも現実の問題でございます。そういったことも広く考えながら、できるだけ優しく分かりやすく、本文の中で伝えていくと。これも基本的な考え方かなと思うところでございます。それも踏まえて、次回以降のいわゆる広報活動の段取りということで考えていただければと思っています。</p> <p>もう一つ、副委員長さんからいただいた、前半部分でございますが、分かりやすく、優しくということでございます。そうになりました時に、どういうやり方が一番優しく、分かりやすいかなということが悩む所なのですけどね。具体的な作業の手順からいくと、条文の中に「自治」というものを色々な新しい一言で片付けていくというやり方もありますし、細かく逐条解説で述べていくというやり方もあるのですが、「まちづくり」も一緒でございます。いかかでしょうかね、その辺は。</p> <p>理念部会にお任せしますということであれば、理念部会にご議論をいただくということになるのですが、よろしいですか。理念部会さんに、えいやあというところを出していただくと、よろしいですかね。</p>
全委員	<p>はい。</p>

<p>委員長</p>	<p>はい、それでまたご論議いただきたいと思います。今日は色々な委員さんからご意見をいただきました。すみませんが、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、それでは残りの部分を時間のある限り整理してまいりたいと思います。続きまして、論点について残っていますのは、「市民憲章と条例素案」との相互関係につきまして、矛盾的なものはないだろうか、齟齬はないだろうかというご提案につきましての事務局の調べがありますので、事務局の方からご説明いただければと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「資料 8」と「資料 9」をお手元にご用意していただければと思います。前回、第 21 回の全体会で「自治基本条例と市民憲章」の関係性について、整理しておくべきではないかというご提案をいただいたことを受けまして、事務局にて整理した内容についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、「資料 8」についてですが、上の方に「大分市民の誓い」の文言を記載しております。本市においては、この「大分市民の誓い」をいわゆる「市民憲章」にあたるものとして捉えております。「大分市民の誓い」の制定の経緯についてですが、同時に市民団体の方々が作成した案を行政内部の委員会において調整し、昭和 58 年 6 月議会の議決を経て制定されたものでございます。</p> <p>ここで「資料 9」に一旦移っていただきたいと思いますが、これは「自治基本条例と市民憲章」との関係について他都市の状況を調査した結果をまとめたものでございます。回答をいただいた 20 の市や町のうち、「市民憲章」を定めている所が 13 あり、そのうち自治基本条例との関係について検討したものが 4 市町、特にしていないという所が 8 市町となりましたが、いずれもそれぞれが両立することについては問題ないと考えているとのことであり、自治基本条例の制定にあたり「市民憲章」の改正や廃止を行った市や町はございませんでした。</p> <p>再び「資料 8」に戻っていただきまして、下の方に記載しております「大分市民の誓い」と、(仮称)大分市まちづくり自治基本条例との関係について事務局としての考え方でございますが、結論的には両者は本市が目指すべき姿を表現すべきという点においては同じ方向性を向いたものであります。一方は理念的な誓いを謳い、他方はより具体的なルールを定めるといって、両者は異なる役割を果たしているものでありますことから、今後もそれぞれが並存させていくことが適当であると考えています。</p> <p>なお、「資料 10」では、先ほど「資料 9」の説明の中で触れさせていただきました他都市の状況についての調査結果をまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。全国に調査をしまして、回答があった 20 市町のご紹介でございました。事務局のたたき台として、並存してもお互いに問題はないのではないかということでございます。これを踏まえて、どういうふうに判断していくかということになります。このたたき台についてご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。委員さん、よ</p>

	<p>ろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>特に問題はないというご発言をいただいております。事務局で全国的に調べていただいて、議論をしたところというのはその一部でございます。この点につきまして市民憲章と本条例との関係ですが、何ら特に問題ないというまとめをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、もう一点論点が残っております。これは名称の問題でございます。名称につきまして、かねがね議論が続いているところでございます。復習の意味をこめまして、事務局の方から簡単な名称についての議論を過去の紹介をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>次に条例の名称ということで、これについての資料はご用意しておりませんが、市民意見交換会ですとかパブリックコメントなどで意見をいただいているところでもございますので、現在の太田市まちづくり自治基本条例というこの名称をベースとして、遅くとも原案確定の時期までには決めていただければというふうに考えております。今日この場でというふうには考えておりません。いずれ、議案確定を先ほどスケジュールをお見せする中で、来年の1月にはということですので、遅くともそれまでには名称を決めていただければというふうに考えているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。名称につきまして過去に議論がございました。そこで、その決定につきまして、まだ結論が出ているわけではございません。全体の素案がほぼ我々の全体会レベルで固まった段階で、名称の議論を詰めていかなければならないと思います。私の腹積もりとしましては、素案がほぼ出来上がった段階で、それをベースにしてこの素案の我々としての完成度、ほぼ完成というところ一番でふさわしい名称は何なのか、というところをここで徹底的に議論した方がよろしいかなというふうに思いますが、そういう段取りでよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>それではそういうことで、素案の詰めを最優先していくということで今後の議論を詰めていきたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>今日予定しました論点の中で、事務局何か抜けている部分がありましたら、ご指摘いただけますかね。</p>
事務局	<p>ございません。</p>
委員長	<p>よろしいですか、はい。それでは、今日予定させていただきました論点</p>

	<p>整理については一通り終わったところでございます。大変お忙しい中、理念部会には大変なご負担をお掛けすることになりますが、今日出された問題につきまして今後の詰めをやっていただければと思います。是非ともよろしくをお願いします。それでは、特に今日の論点整理を除きまして、全く関係ないところでご意見等ございましたら賜りたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんか。</p> <p>それでは、特にご意見はないということですので、司会を終えさせていただきます。事務局にバトンタッチさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>はい、それではお手元に別紙ということで、検討委員会の次回の開催日程調整表を置かせていただいております。次回につきましては、8月のお盆明け16日から9月2日までの間で開催したいと思っていますので、ご都合の悪い日をできましたらバツ印で今日記入していただいて、お帰りの際にご提出をお願いできればと考えております。</p> <p>それともう一点、委員さんから事務局の手元に大分市子ども条例というパンフをいただいておりますので、お帰りの際にはこれを事務局からお配りますので、ご一読いただければと思います。事務局からは以上です。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、お忙しいかと思しますのでこれで終わりたいと思います。本日は誠にありがとうございました。</p>
--	--